島田市立島田第二中学校 部活動の方針

1　部活動の意義

(1)　生徒同士や生徒と教職員等の関わりを通して社会性を育んだり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の人格形成に資するものである。
(2)　目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合うことを通して、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする等、好ましい人間関係の形成に資するものである。
(3)　運動・文化・芸術等に親しむ活動を通して自主性、協調性、責任感等の涵養に資するものである。

2　部活動の基本方針

「島田市立中学校部活動の方針」を基本として部活動方針を策定し、部活動を設置運営するものとする。
(1)　学校や地域の実情に応じ、校長が示す学校運営方針・計画に沿った運営を心がける。
(2)　生徒の部活動への所属は、自主的・自発的なものとし主体性を育める部活動運営を心がける。
(3)　生徒の健康や安全に配慮し、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
(4)　学校教育活動の一環としての意義を正しく理解し、勝敗に偏った指導にならないように心がける。

3　活動日、活動時間等

原則として以下に準じて活動を行うものとする。
(1)　活動日
ア　常時活動
・平日の活動について
①４月～６月は「火・木・金」、７月～10 月と２・３月は「木・金」の実施を基本する。
11・12・１月は実施しない。その他、顧問が管理職に特別許可をとり実施する場合がある。
②特別許可は週末に大会等を控えている場合に限り、活動日「火・木・金」、活動時間及び下校時刻「定められた完全下校時刻の 15 分後に下校」、通学方法「遠方の生徒は自転車」を基本として実施する。その他、部の事情を踏まえて管理職が判断し、特例として実施する場合がある。
・週休日：原則として、土曜日又は日曜日のどちらか１日とする。
・各月の第３日曜日は、原則として活動しない。
イ　長期休業中の活動
・校長は、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、活動を許可する。
・生徒がまとまった休養が取れるように、一定期間活動を休止する「部活動休業日」を設ける。
・土、日曜日は、大会以外は原則として活動しない。
ウ　大会（中体連等）期間中の活動
・大会日程等から土、日曜日の両方とも活動した場合は、代わりの休養日をできるだけ近い週に設定する。
エ　週休日における休日数
・年間最低 60 日の休日を設ける。（各部は年間の見通しをもつ）
(2)　活動時間
・部活動としての朝の活動や夜の活動及び学校閉庁日の活動は禁止とする。
・常時活動は、活動時間を平日２時間以内、週休日４時間以内を原則とする。
・各月で定められている部活動終了時刻までの活動とし、完全下校時刻を厳守する。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
部活動終了時刻	17:10	17:10	17:10	17:10	17:10	17:10	16:55 16:40 16:25				16:55	17:10
完全下校時刻	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30	17:15 17:00 16:45	16:30	16:30	16:45	17:15	17:30

(3)　その他
・部活動は、顧問（教職員）の監督指導の下で実施する。
・顧問は、各月の活動計画及び実績を校長に提出する。

4　指導上の留意点

(1)　顧問（教職員）が鍛える部活動から生徒主体の部活動となるようにする。
(2)　体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり禁止とする。
(3)　生徒の健康状態や気候等に配慮して内容や活動時間を決定し、水分補給や休息時間等を設定する。
(4)　施設・設備等の点検、管理等を定期的に行い、生徒の安全確保に万全を期する。